東大阪市医工連携プロジェクト創出事業助成金

4次募集

医療機器や関連周辺器具の開発など、東大阪市内 モノづくり企業の健康・医療分野への参入を応援します。

【受付期間】平成28年10月3日(月)~11月15日(火)必着

【事業の目的】

市内中小企業者又は、市内中小企業者2者以上が共同して行う、医療・健康・介護分野における技術の研究や新製品の開発に向けた取り組みに対して、助成金を交付し、付加価値の高い製品の製造や技術研究を促進することにより、市内企業の技術力を活かした健康・医療分野への参入を図ることを目的とします。

【助成対象者】

- ① 東大阪市にその所在地又は主たる生産拠点(工場)を有する中小企業者もしくは構成員の3分の2 以上が本市にその所在地又は主たる生産拠点(工場)を有している中小企業者2者以上で組織する共 同体、研究会、協同組合等
- ② 交付申請の日において、1年以上引き続き本市内で事業を営んでいること ※ここでいう中小企業者とは、中小企業基本法に規定する者のうち製造業(ファブレスを含む)を営んでいる者をいう。

【助成対象事業】

医療・健康・介護の市場へ投入を図る製品開発や同分野に関連する技術の研究などで、助成金を活用する ことにより、事業成果がより一層期待できる事業。

【助成対象経費】

①技術指導費(講師謝金): 外部専門家等から技術指導を特に必要とする場合、技術者、専門家等に支払

われる謝金、器具開発におけるデザイン費用、旅費等の経費及び、知的財産権

等の導入が必要となる場合に所有者等に支払われる経費。

②原材料費: 原材料などの購入に要した経費。

③機械装置・工具器具費: 機械装置・工具器具、機械装置に付随する備品の制作、購入に要した経費。

※1:補助上限300万円。

※2:機械装置等のレンタル及びリースについては助成期間分のみ対象。

④外注加工費・性能試験費: 試験、検査及び分析等外注にかかる経費

⑤市場調査費: 市場調査、情報収集に要する経費。学会参加費等を含む。

⑥通信運搬費: 書籍の購入経費、会議等に係る資料の印刷製本費。

⑦知的財産取得等経費: 事業成果に係る特許出願に関する経費。(ただし、審査請求料は除く。)

⑧共同研究費: 本事業の遂行にあたり、研究機関との連携に要する経費。ただし、研究成果が研究終了後、

研究機関に帰属するものは除く。

※助成対象経費は、提案した事業を進めるにあたり直接必要であると明確に区分できる経費であって、申請日以降~平成29年3月末までに発生及び支払いが完了されたもの。なお、消費税は助成対象経費となりません。

※社内における加工、人件費等については、対象となりません。

助成対象経費の2分の1以内 上限500万円(予算の範囲内で交付)

※ただし、機械装置費が補助金額の3分の2以下になること。

【助成できない事業例】

- ① 国・府その他公益的団体の助成制度の適用を受けた事業
- ② 助成の対象となる経費の全部又は大部分を委託する事業
- ③ 本助成金で製作した試作品を有償で譲渡、販売する場合
- ④ 同一対象者の同一または同様の事業
- ⑤ 異なった対象者であっても、すでに同一または同様の事業に助成している場合
- ⑥ 1会計年度にあたり、すでに当該助成金を受けている事業
- ⑦ 補助対象経費が機械装置・工具器具費のみの事業
- ⑧ 補助対象経費のうち機械装置・丁具器具費の比率が3分の2以上の事業

【提案書類】

提案にあたっては、下記の書類を(公財)東大阪市産業創造勤労者支援機構まで、 郵送又はご持参ください。

〒577-0011 東大阪市荒本北 1-4-17 クリエイション・コア東大阪北館 303 なお、提案の様式については(公財)東大阪市産業創造勤労者支援機構・事務局で配布、または機構ホームページよりダウンロードできます。(http://hispa.h-osaka.jp)

- (1)事業提案書(様式第1号)
- (2)事業計画書(様式第2号)
- (3)事業収支予算書(様式第3-1号)
 - ※共同体での提案の場合、共同体内経費負担内訳表(様式第3-2号)も併せて。
- (4)履歴事項全部証明書等 ※共同体での提案の場合、共同体の概要が分かる書類
- (5)決算書(直近の2期分) ※単独の企業のみ
- (6) 当該事業に係る工業所有権を有する場合(出願中の場合を含む)はその写し

【審査会について】

提案いただいた事業内容については、審査会においてプレゼンテーションをいただき、<u>採択を受ける</u>必要があります。1社20分程度。審査会の開催は9月下旬の開催を予定しております。

【助成金の流れ】

- ①提案書の提出
- → ②審査会の開催 → ③採択・不採択の通知
- →④交付申請書の提出 → ⑤交付決定通知 → ⑥事業実施(平成29年2月末まで)
- →⑦実績報告書の提出(平成29年3月中) → ⑧助成金額確定通知
- →⑨助成金請求書の提出 → ⑩助成金の交付(※平成29年3月末~4月頃)
- ※助成金の支払いは原則精算払いとなります。

問い合わせ

(公財) 東大阪市産業創造勤労者支援機構

〒577-0011 東大阪市荒本北 1-4-17 クリエイション・コア東大阪北館 303 TEL: 06-4309-2301 FAX: 064309-2303 E-Mail: info@hispa.biz-web.jp